

八戸市入札会傍聴要領

(この要領の趣旨)

第1条 この要領は、別に定める建設工事等の入札会(以下「入札会」という。)の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定員等)

第2条 入札会を傍聴することができる者の定員は、そのつど定めるものとする。

2 入札会を傍聴しようとする者(以下「傍聴人」という。)は、入札会傍聴申込簿(別記様式)に必要な事項を記入しなければならない。

3 傍聴人の受付は、定員になり次第締切のものとする。

4 傍聴人は、入札開始時までに入札会場に入室していなければならない。

(入室の禁止)

第3条 次の各号の一に該当する者は、入札会を傍聴することができない。

(1) 銃器その他危険と認められるものを所持している者

(2) 酒気を帯びていると認められる者

(3) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を所持している者

(4) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を所持している者

(5) 前各号に定めるもののほか、入札会を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

(遵守事項)

第4条 傍聴人は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 入札の執行、経過、結果についての言動はしないこと。

(2) 談論し、放歌し、高笑しその他騒ぎたてないこと。

(3) はち巻、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。

(4) 飲食又は喫煙をしないこと。

(5) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。

(6) 許可なく入札会の写真撮影、録音等をしないこと。

(7) 前各号に定めるもののほか、入札会の秩序を乱し、又は妨害となるような行為をしないこと。

(係員の指示)

第5条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(退場等)

第6条 入札執行者は、傍聴人がこの要領に違反すると認めるときは、係員に命じてこれを退場させるものとする。

2 前項の規定により退場させられた者は、当日行われる以後の入札会を傍聴することができないものとする。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、この要領の実施について必要な事項は、別に定める。

附

この要領は、平成6年1月1日から実施する。

